

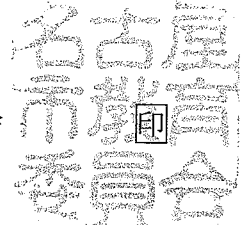
行政文書非公開決定通知書

31 教文第 314 号
令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和 2 年 3 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡毀損の件で、「2020 年 3 月 13 日名古屋市教育子ども委員会の議論の内容」を市長に伝えた内容がわかるもの
公開しない理由	請求日時点で、令和元年 3 月 13 日開催の教育子ども委員会における特別史跡名古屋城跡のき損に関する質疑応答の内容を、教育委員会は市長に報告しておらず、不存在のため、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市長を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

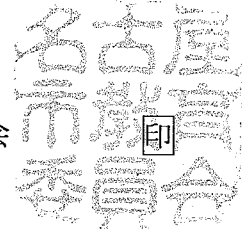
行政文書非公開決定通知書

31 教文第 313 号
令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和 2 年 3 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡毀損に関し 2020 年 3 月 9 日に文化庁を訪問した際の復命書
公開しない理由	特別史跡名古屋城跡き損に関し、2020 年 3 月 9 日に文化庁を訪問した教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室室長は、併任である観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹として旅行命令を受けたため、復命書は教育委員会では作成しておらず、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

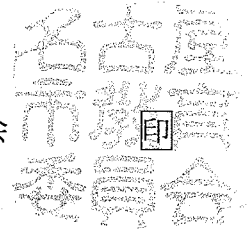
行政文書非公開決定通知書

31 教文第 312 号
令和 2 年 3 月 31 日

名古屋市民オンブズマン
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市教育委員会



令和 2 年 3 月 19 日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	特別史跡名古屋城跡毀損に関し 2020 年 3 月 5 日に文化庁を訪問した際の復命書
公開しない理由	特別史跡名古屋城跡き損に関し、2020 年 3 月 5 日に文化庁を訪問した教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室室長及び主査は、併任である観光文化交流局名古屋城総合事務所主幹、主査として旅行命令を受けたため、復命書は教育委員会では作成しておらず、非公開とします。
備考	<決定を行った所管課・公所> 教育委員会事務局生涯学習部文化財保護室 TEL 052-972-3268

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日）の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として（教育委員会が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。